

日時	令和5年7月6日（木）13時20分～		
場所	第3委員会室		
案件	事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて		
出席委員	森島委員、太田委員、石塚特別委員、須藤特別委員 計4名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名
事務局	経済環境部：金指部長、吉沢次長 環境政策課：小野寺課長、寺本係長、小宮主事		
結果	答申案及び事業系ごみ減量化取組み報告を環境審議会本会へ報告		

1 開会

2 議事

※事務局説明後、前回欠席であった委員へ概要説明を実施

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて

委員 A 手数料算出、改定の時期、激変緩和措置、定期的見直しということで、再度議論や追加があれば、委員の方から意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 B 前回の会議でも申し上げましたように、特に異論はありません。今回追加された「廃棄物の収集運搬に当たっては、定額制などの収集方法や夜間収集などの料金の割増など手数料に係る様々な要素が存在するため、その点について今後配慮願いたい。」の部分が、前回の会議で課題とされていた点を担保しているものと言えるのであれば、私は異議なしと考えます。

委員 A 大量に排出した場合であれば、上限額内に収まると思います。少量排出の場合は難しいというのともわかります。今回追加された一文により、よりよい内容に整理していただければと思います。

次に、今回新たに高座清掃施設組合の手数料引き上げの説明がありました。段階的に引き上げて最終的には10kg当たり350円とする説明がありましたが、ご意見ありますか。

委員 B 私の会社としては、特にインパクトは少ないと考えています。例えば月20t排出する事業者となると、月10万円増となるので、それなりにインパクトはあるのかなとは感じました。しかし、これも時世に合わせてというところですね。企業は紙などを分別して、燃やさない方向にするいいきっかけ

けになると思います。

委員 A 企業としては努力というか、ごみを出さない工夫がいろいろ必要だと思います。ありがとうございました。それでは、特に意見はないということによろしいでしょうか。

各委員 意見なし

委員 A それでは、環境審議会に報告したいと思います。

3 報告

事業系ごみ減量化取組み報告

委員 B 資料 1 2 ページのグラフの単位はトンでよろしいですか。

事務局 委員お見込みのとおりです。

委員 B そうすると、全体の約 4 割は事業系ごみということですか。

事務局 家庭系ごみ 6 割、事業系ごみ 4 割が海老名市の現状です。

委員 B やはり、紙の混入が支配的であり、分別が重要になってくると思います。

また、資料にある生ごみ処理機というキーワードから、生ごみに多い水分を減らして重量を減らすことも必要であると思います。水分を燃やすのにエネルギーを使い、そのために燃料も投入しなければならないという、もったいなさがあると思います。

なお、私の会社の食堂に関してはロスは限定的だと思いますが、それでも紙類の分別は指導が必要になってくると考えています。

委員 C コロナが約 3 年間続き、ほとんど休業を余儀なくされる中で、ごみが全然排出されない状態が続きました。現在はある程度状況が回復してきて、また元に戻ったときに、指導などを改めてやるぐらいしか現在は考えが浮かばないです。

事務局 ここで高座の搬入手数料が上がるので、皆さん減らそうというふうに思って取り組んでくださるのか、また処理業者の立場としては、排出事業者との契約料金の改定に踏み込むところだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

委員 C 排出事業者の考え方としては、いろいろ相談して値段の交渉するお店もあれば、こういうご時世だから仕方ないという感覚で値上げを認めざるを得ないと考えるお店もあります。

また、飲食店組合としても、例えば組合加入しているお店を多少の援助するような方向性でやっていこうとか、そういう話も出るようになるのではないかと考えています。

現時点で集まりも始まったばかりで、具体的な方向性が出ていないような状態です。

委員 D 搬入手数料については上がってしまうのであれば、排出事業者へはその事実を伝えるだけとなります。高座の搬入手数料が上げるので、この値段はもう 1 円高くすることもできないし、安くすることもできませんと言って納得してもらえないと思います。

以前の会議でも話しましたが、実際に収集している中で、

多量排出事業者の多くは、分別や削減の取り組みをされていて、分別や減量に関する意識が高い傾向にあると感じています。それらの結果が、ちりも積もれば多少なりとも効果が出てくると思います。

ただ、多量排出事業者への指導も重要だと思いますが、1 t未滿などの少量排出事業者で、契約を拒否されることもある事業者もあると思うのですが、そういうところに関する啓発などがあれば、ごみも減っていくと思います。

事務局 おっしゃる通りで、多量排出事業者は月1 t以上年間12 t以上のどちらかに当てはまる事業者なので、かなり規模としては大きい事業者です。

年度によっては、来客の多いコンビニが多量排出事業者に入ってくることもあります。

少量排出事業者は分けても取りに来てくれなかったりするので、分ける意味もあまりないから全部一切合切出してしまう傾向が多いようで、必然的にごみが多くなってしまいます。

委員 D 例えば、紙類と可燃ごみが1袋出た場合、うちでは一緒回収し、紙類は高座に持って行かず、リサイクル施設へ持っていきます。それをやらないと、せっかく資源になるものが燃やされてしまいます。

処理業者としてもお願いはしていますが、言い過ぎるとうるさい業者と思われてしまい、一步踏み込みづらいところがあります。そういうところは、ずるいですが市の方が言ってくれると、市からこういう指導を受けてといったことが言えるようになります。搬入物検査はまさに本当正直ありがたくて、検査されるので分別お願いしたいとお願いができます。

高座の全量検査はまたやってもらいたいと思いますし、そういう一つ一つがおそらく減量化に繋がっていくと思います。

委員 C 外国人の方が経営している店は、分別などの知識があるのかどうか分からない部分があります。

委員 D 契約だけして、実際は収集依頼が来ないといった事業者もあると聞きます。これにより、適正排出のある意味、免罪符をもらっているような感覚の事業者もいるようです。本当にモラルの問題だと感じます。

委員 A 事業者向けの外国語版パンフレットはありますか。

事務局 事業系は日本語しかありません。英語翻訳は専門的な人間がいないとできない部分もありますが、市役所内でも翻訳に関する動きがあると聞いています。一部職員で英語に詳しい人もおり、翻訳に協力してもらったこともあります。ボランティア的に行ってもらったものなので、多量の翻訳となると業務に支障も生じてしまい難しいと考えています。そのため、いいところを組み合わせるとして翻訳していくのがいいのではないかと考えています。ただし、多国籍になると、その言語ができる人間がいななどの課題があると思います。

委員 A ビルのオーナーに指導をして、テナントへきちんと指導し

でもらうことも一つと考えます。

委員D テナントビルは、様々な事業者が入り、店長もコロコロ変わるのので、指導内容が引き継がれていかないことが多いです。包丁が入っていたり、スプレー缶が入っていたり、とにかく排出状況がひどいです。搬入物検査に引っかかるので持っていけないケースも多いです。

委員A まるっきり店が変わってしまうケースや、店長さんだけ変わっているとかもあると思います。

委員D せめて、燃やせるごみと燃えないごみぐらい分けてくれればいいとは思いますが、そうすると燃やせるからと廃プラスチックが混入したりします。

4 その他

特別委員調査審議終了に伴う経済環境部長挨拶